

吉備中央町ふるさと納税 検証報告書

令和8年2月

吉 備 中 央 町

吉備中央町ふるさと納税検証会

委員一覧

会 長 難 波 武 志 (学識経験者)

委 員 西 山 宗 弘 (吉備中央町議会議長)

委 員 山 崎 誠 (吉備中央町議会総務産業常任委員会委員長)

委 員 大 木 一 恵 (吉備中央町代表監査委員)

委 員 大 橋 勝 彦 (晴れの国岡山農業協同組合びほく基幹アグリセンター長)

目 次

第1章 本検証の概要	1
1 はじめに	1
2 本検証の目的	1
3 本検証の方法	2
1) 事実確認の整理	2
2) 課題の整理及び改善に向けて	2
第2章 事例の概要	2
1 ふるさと納税制度の概要	2
2 吉備中央町におけるふるさと納税制度の運用等	3
1) 概要	3
2) ふるさと納税寄附額の推移	4
3) 関係機関の組織体制等	4
4) 本件の主な経緯	5
第3章 令和6年度の返礼品不足に関する対応について	8
1 返礼品不足の概要	8
2 返礼品不足に伴う対応の経緯	8
1) 不足分の認知から買取り方針決定まで	8
2) 減量送付への変更	8
3) 追加送付を決定	9
4) 令和6年度返礼品不足による配送遅延の状況	9
第4章 令和7年度の返礼品用ふるさと米買取り価格の対応について	9
1 当初の買取り価格と寄附額等について	9
2 返礼品用ふるさと米買取り価格の変更に至る経緯について	10
第5章 指定取消しに至った原因・問題点について	10
1 はじめに	10
2 奨励金について返礼品の調達費用に含めなかった判断について	10
1) 原因	10
2) 委員会としての意見	11

第6章	令和6年度返礼品不足に至る経緯及び令和7年度ふるさと米買取り価格変更の経緯についての原因・問題点について	12
1	はじめに	12
2	返礼品不足に至る経緯及び米買取り価格変更の経緯や判断について	12
1)	原因	12
2)	委員会としての意見	12
第7章	政策提言について	13
第8章	終わりに	15

第1章 本検証の概要

1 はじめに

吉備中央町は、令和7年6月13日付（施行日は令和7年6月17日）で、地方税法第37条の2第6項及び第314条の7第6項の規定に基づき、「ふるさと納税の対象となる地方団体の指定の取消し」を受け（以下「本指定取消し」という。）、同条第4項により、取消しの日から起算して2年間は指定を受けることができなくなったためこれまでの経過を検証することとした。

今回、本指定取消しに至った経緯は、吉備中央町ふるさと納税の「米作り農家応援事業」の返礼品である米に関して、町が返礼品出荷農家に対して交付していた「ふるさと米出荷農家奨励金（以下「奨励金」という。）」が調達費を補填しており実質的に調達費とみなすべきではないかとの報道があり、そのことから総務省の調査が岡山県を通じて行われたことに始まった。総務省の調査の中で、町は令和7年4月10日から5月28日にかけて、法に基づく5回の調査をはじめ、文書で7回、総務省の直接のヒアリングを1回、電話での質問や簡易な文書での追加資料の提出などを随時行う中で、奨励金はふるさと納税から得られた基金を財源として行う町の農業振興事業の中の一つの事業であり、町の農業の基幹となっている米作り農家を応援するものであると説明を続けた。しかし、総務省はその主張を斥け、奨励金を含めた金額が返礼品の米を調達する費用であり、その結果、法律で認められた返礼割合の上限である寄附額の3割を超過すると認定し、令和7年6月13日、吉備中央町長に対し、本指定取消しを通知した。指定取消し期間は、施行日から令和9年6月16日までの2年間である。

2 本検証の目的

本検証は、本指定取消しに至った経過・原因の分析等を通じて、吉備中央町におけるふるさと納税制度の運用の検討や再発防止策の提言を行うことを目的とするものである。

本報告は、適法かつ適正な行政の執行を確保するために行うものであり、関係者の法的責任の有無について判断するものではない。

3 本検証の方法

1) 事実確認の整理

吉備中央町に所有する書類及び職員への聞き取り等により事実の整理を行った。

2) 課題の整理及び改善に向けて

問題点等を整理した上で、再発防止のための改善策を検討した。

第2章 事例の概要

1 ふるさと納税制度の概要

ふるさと納税制度は、税制を通じて生まれ育った故郷へ貢献できるように導入された。納税者が寄附先を選択し、生まれ故郷や応援したい地域への力になれる制度であり、同時に自治体が国民に地域の取組をアピールし呼びかけを行うことで地域の在り方を考えるきっかけとなるものである。一方で、税制上の寄附金控除の仕組みを活用することにより、個人が自治体に対して寄附金を納付した場合に、上限の範囲内であれば寄附額のうち2,000円を超える部分について個人住民税及び所得税から控除される制度である。

このことは、平成20年の制度開始後、寄附を得た自治体が寄附者に対し返礼品を送付する慣行が形成されることに伴い、制度創設当時は寄附者に対する返礼品に関して規制が存在しなかったため、寄附額に対する調達費の割合の高い返礼品を提供する自治体が多く寄附金を集めるという事態が生じた。そのため、総務大臣は地方自治法第245条の4第1項の技術的助言として、平成27年4月1日付け通知（総税企第39号）及び平成28年4月1日付け通知（総税企第37号）を発した。これらは、返礼品について換金性の高いものや返礼割合の高いものを送付しないことを求めるものであったが、その後も返礼割合の高い返礼品を提供する自治体が多くあり、返礼品の提供競争が過熱しているとの懸念や、国において返礼品に係る一定の基準やルールを設けるべきであるとする意見等が示されることとなった。

このような状況を受け、総務省は平成29年4月1日付け通知（総税市第38号）において返礼割合を3割以下とすることを求め、平成30年4月1日付け通知（総税市第37号）において返礼品をいわゆる地場産品（当該自治体の区域内で生産されたものや提供されるサービス）に限ることも求めた。これらを受けて多くの自治体は返礼品の内容を見直したが、依然として返礼割合が3割を超える返礼品を提供する自治体や地場産品以外の返礼品を提供する自治体が存在していた。

以上の経緯を踏まえ、総務大臣が所定の基準に適合する自治体を特例控除の対象として指定し、指定をした自治体が基準に適合しなくなったと認める場合等には指定を取り消すことができる制度を創設するとの方針が示され、地方税法の改正が平成

31年法律第2号として成立し、令和元年6月1日から施行された。これと合わせ、地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に基づき、募集適正基準等を定める告示（平成31年総務省告示第179号）を発した。

以上のことを踏まえた、主な基準は次のとおりである。

- ① 募集適正基準として、費用総額が寄附額の5割以下であること。
- ② 返礼割合基準として、調達費用が寄附額の3割以下であること。
- ③ 返礼品が、当該自治体及び同一都道府県内において生産等された地場産品であること。

この中で、「②」の調達費用は、「支出の名目にかかわらず、当該地方団体が支出した額が当該返礼品等の数量又は内容に影響するものである場合には、当該支出した額を含むものとする」とされた。

2 吉備中央町におけるふるさと納税制度の運用等

1) 概要

ふるさと納税制度は平成20年5月に開始され、当町でも平成20年度から取り組んでいた。平成25年度までは返礼品にピオーネやキムチなどの特産品が主であり、波及効果、インパクト、大量受注できないなどの課題点があった。

そのため、平成26年度から、①町の知名度アップ、②おいしいお米の積極的PRの推進、③米作り農家の収支改善・元気創出を目指して、返礼品に吉備中央町産コシヒカリを贈呈する「米作り農家応援事業」を新設し、従来事業と並行しつつ、重点的に取り組むこととした。インターネットや雑誌など各種媒体へのPR活動を積極的に行ったことから、1億円を超える寄附を集める結果となった。

平成28年度からは、米作り農家応援事業の返礼品発送を10月から3月までとしていたところを10月から8月までと延長することによって、更に多くの寄附を集めることへとつながっていった。また、この年から「サンクスホース事業（NPO補助）」として、引退する競走馬を殺処分から防ぎ乗馬用などセカンドキャリアに通じる活動に対する取組への寄附事業を開始した。

翌、平成29年度からは、民間サイトを利用した受付及びクレジット決済の導入を開始し、令和2年度からは町独自のふるさと納税特設サイトでの受付を開始した。

2) ふるさと納税寄附額の推移

年度	22世紀の理想郷づくり事業		米作り農家応援事業		サンクスホース事業		合計
	件数	寄附額	件数	寄附額	件数	寄附額	寄附額
平成20年度	13	880,000					880,000
平成21年度	5	842,000					842,000
平成22年度	17	1,393,080					1,393,080
平成23年度	15	1,470,000					1,470,000
平成24年度	40	1,680,000					1,680,000
平成25年度	64	1,665,000					1,665,000
平成26年度	110	2,296,000	5,766	105,645,000			107,941,000
平成27年度	208	3,887,000	16,832	375,055,000			378,942,000
平成28年度	146	4,652,000	22,520	569,042,000	1,153	37,557,160	611,251,160
平成29年度	219	6,520,500	23,762	627,880,002	1,437	35,949,494	670,349,996
平成30年度	243	5,237,000	26,304	659,124,000	1,791	47,145,474	711,506,474
令和元年度	202	4,035,500	37,734	954,990,300	2,022	65,058,800	1,024,084,600
令和2年度	271	5,370,000	26,600	1,019,503,000	2,010	61,368,396	1,086,241,396
令和3年度	698	10,186,000	32,179	1,136,342,024	2,020	72,376,657	1,218,904,681
令和4年度	593	8,372,000	22,784	866,570,000	1,872	75,099,187	950,041,187
令和5年度	622	8,858,000	45,546	1,057,993,436	1,745	48,724,635	1,115,576,071
令和6年度	864	21,119,000	44,903	1,055,566,288	1,645	39,947,809	1,116,633,097
令和7年度 (指定取消迄)	353	4,518,000	12,271	889,959,000	0	0	894,477,000
合 計	4,683	92,981,080	317,201	9,317,670,050	15,695	483,227,612	9,893,878,742

※ 令和7年度は、還付等により金額等が変更となる場合あり。

※ 米作り農家応援事業寄附金額には、余剰米販売収入含む。

3) 関係機関の組織体制等

i) 吉備中央町協働のまちづくり寄附金事業推進会議（以下「推進会議」という）

吉備中央町のふるさと納税に取り組む事業について、事業推進を図るために協議する場として平成26年4月11日に設置された。構成員は、行政執行部、議会、関係課、農業公社、JA、学識経験者（農業経営者）から構成されている。

ii) 吉備中央町（協働推進課）

平成20年度に、「22世紀の理想郷（ふるさと）づくり事業」として協働推進課で取組を開始した。

平成26年度からは、吉備中央町産コシヒカリを返礼品とした米作り農家応援事業の取組を開始、平成28年度にはサンクスホース事業の取組を追加した。

4) 本件の主な経緯

1 平成26年度

米作り農家応援事業を開始する。

2 平成30年度

奨励金制度を新規導入。このことにより、ふるさと納税制度を活用した農業政策として農家支援制度の更なる充実を図る。

3 平成30年5月から6月にかけて

縣市町村課から、奨励金制度について質問があり聞き取り調査を受ける。県から、聞き取り内容を国に報告し返答する旨伝えられる。

同年6月1日、県から返答がないため電話で問いかけると次の回答を得た。

- ① 総務省は（これまでより）相当厳しい態度で臨む可能性がある。
- ② 見直しを視野に入れる検討の勧め。
- ③ 他の県においても同様な状況の中、岡山県だけ市町村に対して厳しい態度で臨む考えはない。
- ④ 吉備中央町は米だけのため、直接の指導はないかもしれない。

以上の内容から、早急の対応を求められている内容とは考えず、現状維持で進めていく判断を行う。

4 令和6年12月4日

縣市町村課から、奨励金について総務省から質問があったと連絡があり、奨励金の趣旨等の質問について同日付文書で回答した。その後、12月6日、20日と追加で目的や金額などの質問があり、文書で回答する。

5 令和7年2月4日

縣市町村課から、奨励金について「誤解が生じることのないように検討を」と求められる。

6 令和7年2月末

町執行部の協議により、令和7年度からの取組の方針として奨励金は廃止、米価の時勢から推測して当初1等米を1俵19,000円としていたものを24,000円に買取り価格を引き上げることにした。

7 令和7年3月3日

令和6年度ふるさと納税の返礼品となる米が不足したことから、全農パールライスから購入することとし、費用を補正予算計上して町議会へ提出した。

8 令和7年4月7日から9日

報道機関から、奨励金について、①調達費ではないか、②県から法令に基づいた助言があったはずだがどう対応したのかなどの取材を受けた。①調達費は、農業振興事業の一つで調達費ではない、②県の助言により、令和7年度からは奨励金を廃止した旨を返答した。

令和7年4月9日に報道機関が、吉備中央町のふるさと納税制度と奨励金について報道した。

9 令和7年4月10日

総務省から、法令に基づく調査ではないが、奨励金に関すること（目的、内容）について、最初の調査・回答を求められた。

4月15日付で回答、その内容を総務省はホームページにおいて4月18日に公開した。

10 令和7年4月14日

令和6年度の米作り農家応援事業返礼品不足について、推進会議において協議した結果、返礼品割合を超過した価格での追加購入を行わないこととし、寄附者へは減量した代替え品又は該当する寄附額の返還を選択する案内を送付することに決定した。

11 令和7年4月17日

町議会全員協議会において、ふるさと納税について総務省から調査を受けていること、また、総務省の判断結果が出るまで米作り農家応援事業の寄附は一時中断する旨などを説明した。

また、同日付で、返礼品の減量対象となる寄附者に対し、減量した代替え品又は該当する寄附額の返還を選択する案内を送付した。

12 令和7年4月22日（法に基づく調査①）

総務省から、奨励金の目的、内容、寄附額単価調査、奨励金の算出方法、調達に続くものかどうかなどを問われ、5月8日付で回答した。

13 令和7年5月9日（法に基づく調査②）

総務省から、奨励金の決定方法、寄附額の推移、米の調達費などの一覧、農協の米の概算価格、令和6年産米が確保できなかったことの原因などについて回答を求められ、5月14日付で回答した。

14 令和7年5月15日（法に基づく調査③）

総務省から、前指定対象期間（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）及び現指定対象期間（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）の調達に関する費用（返礼品用の袋及び箱、米の精米搗精費など）、農家との米の調達に当たっての契約方法、米の買取り価格とJAの概算払い価格、1等米及び2等米比率などを求められ、5月19日付で回答した。

15 令和7年5月16日（総務省ヒアリング訪問 自治税務局市町村税課長）

町とJAへ聞き取りを行うため訪問（JAへの聞き取りは、JAの事務所で）。

町へのヒアリングは、副町長及び協働推進課が対応した。

5月9日付までの総務省からの調査における町の回答資料を基に、5月15日付の総務省からの調査項目も含めて問われた。特に、農家への米の出荷募集時の案

内で米の買取り価格と奨励金を併記していること、令和6年12月議会での一般質問への回答内容を主な理由に上げ、「奨励金は、調達費用に含むものとして色濃く感じざるをえない」との指摘があった。

16 令和7年5月19日

「追加質問調査」により、返礼品米の精米後の白米ベースでの調達費用を始めて問われる。また、1等米及び2等米の比率確認、支出日ベースでの費用一覧表作成などを求められ、5月23日にかけて回答や電話での確認などの対応を行った。

17 令和7年5月23日（法に基づく調査④）

総務省から、令和元年6月の地方税法改正等により、返礼割合3割以下基準等が施行されたが、その当時の推進会議での協議状況、平成30年から令和7年までの県との確認事項等の状況、他の自治体の違反事例などが生じたときの協議状況などを求められ、5月26日付で回答した。

18 令和7年5月28日（法に基づく調査⑤）

総務省から、返礼品米の調達について「白米」として計算した買取り費用を求められ、5月28日付で回答した。

19 令和7年6月7日

報道機関が、「総務省が奨励金を調達費用とみなし、指定団体取消しの最終調整に入った」と報道した。

20 令和7年6月13日

総務省から、本指定取消しの通知があり、令和7年6月17日から施行となった。これは、奨励金を調達費用とみなし、返礼割合超過違反とされたことによるものであった。

- ・ 町議会全員協議会で本指定取消しになる旨の概要説明。
- ・ 同日付で、既寄附者及び保留していた寄附者に説明文を送付。

21 令和7年6月16日

推進会議において、本指定取消しになったことの報告及び令和6年度分の返礼品不足について協議した。併せて、返礼品の贈与契約違反により敗訴している他の自治体の例などを含め協議した。

協議の結果、該当者に追加で8kg送付して、1口あたり16kgとなる選択肢を寄附返還の選択肢と併せて示すことを決定。

22 令和7年6月17日

町議会全員協議会において、令和6年度分の返礼品不足について、追加送付を行うことを報告した。併せて、同日付で該当者に案内文を送付した。

第3章 令和6年度の返礼品不足に関する対応について

1 返礼品不足の概要

○ 令和6年度の寄付状況

寄附金額	1,055,566,288円
寄付口数	95,458件
寄付件数	44,903件
返礼品必要米	玄米ベース：26,814俵 白米ベース：23,865俵
当初農家から出荷予定であった数量	玄米ベース：27,260俵
10月末時点での農家からの出荷状況	玄米ベース：22,774俵
追加募集後に出荷された最終的な出荷状況	玄米ベース：24,018俵

※ 寄附金額には、余剰米販売収入含む。

※ 返礼品必要米玄米ベースは、搗精率89%で試算

2 返礼品不足に伴う対応の経緯

1) 不足分の認知から買取り方針決定まで

令和6年ふるさと米について、令和6年10月末に返礼品に必要な米が約4,000俵不足していることが判明した。このことから、追加で出荷の募集を行ったが、最終的に約3,000俵の返礼品用の米が不足することとなった。

このことから、令和7年1月29日の推進会議において寄附者に対して当初予定していたとおりの数量（寄附1口あたり15kg）を送付することとし、不足分については全農パールライスから買い取ることを決定した。

2) 減量送付への変更

令和7年4月に入り、報道機関から返礼割合を超える価格で購入して送付することは基準違反になる旨指摘され、事業Q&A等を確認していたところ「一時期であっても、返礼割合が3割を超える返礼品等を提供することは認められない」とあることを確認した。

以上から、4月14日に令和6年度寄附者への令和7年5月分以降の返礼品送付を中断し、①手元にある米の数量から配送できる量、寄附1口あたり8kgを送付する、

②返金する、③他事業の特産品に変更してもらうことを寄附者の方に選択してもらう方法とすることに決定した。4月17日の町議会全員協議会において総務省から調査を受けている旨についても併せて説明し、同日付で減量送付選択の案内を寄附者へ送付した。

対象者は11,520人、寄附口数22,530口、寄附額247,830千円であった。

3) 追加送付を決定

減量送付選択の案内を送付後、苦情等の電話が殺到し対応に苦慮した。

また、対象11,520人のうち、回答を保留や返答なしが約1,800人となり、解決に結びつかないこと、一方的に当初示していた数量を減らすことは贈与契約違反の可能性が高いこと（他の自治体の判決事例、弁護士への相談による回答）などから方針を改め令和7年産米による追加送付を行うことを決定した。

追加分を米7kgとすると袋・箱の変更、8kg分と混在することで配送誤りなどが考えられることから、追加送付は米8kgを送付することとした。

4) 令和6年度返礼品不足による配送遅延の状況（総数11,520人（22,530口））

令和7年12月26日現在

	意向票 回答数	米選択 ※1	返金 選択	返答なし (返答待ち)
回答数	11,483人	11,261人	222人	37人
総数に 対する率	99.7%	97.8%	1.9%	0.3%

※1 「米以外のピオーネ等特産品選択回答」を1件含む。

第4章 令和7年度の返礼品用ふるさと米買取り価格の対応について

1 当初の買取り価格と寄附額等について

令和7年度当初は次のとおりとしていた。

	令和7年度	参) 令和6年度
農家からの買取り価格	24,000円/俵	11,000円/俵
寄附1口あたり	21,000円/15kg	11,000円/15kg

※米の買取り価格は1等米のみを表示。

2 返礼品用ふるさと米買取り価格の変更に至る経緯について

8月に入り、農家からふるさと米の現在の買取り価格（1等米：24,000円/俵）では、安価すぎて出荷できないとの電話が日を追って増加した。

こうした中、8月29日に、JA晴れの国岡山がコシヒカリの1等米概算金を3万円に決定したとの情報があり、9月1日の推進会議において、買取り価格を1等米32,000円/俵、2等米31,500円/俵と決定した。9月2日に町議会全員協議会に説明し、同日付で農家へ買取り価格を変更した旨を通知した。

第5章 指定取消しに至った原因・問題点について

1 はじめに

本指定取消しに至った大きな原因の一つは、奨励金について返礼品の調達費用に含めるものとの理解が欠如していたことに起因する。

また、価格高騰や作況不良などの事態が生じた場合には返礼品不足になる可能性があることを踏まえた制度設計ができていなかったこと、返礼品割合3割以下基準に対して余裕がない調達費用の設定方法なども、異常時には法律の基準内での運用ができにくくなることに繋がりやすいと考えられる。

本検証においては、これらの安易な制度設計に至った原因について検討を行う。

2 奨励金について返礼品の調達費用に含めなかった判断について

1) 原因

奨励金交付規則を制定して開始した平成30年度に、前述の5ページにあるとおり、一度は県から問い合わせがあり回答を行う中で、本指定取消し時のような法に基づく調査が文書を介して行われることがなく、明確な可否の判断が下されることがなかった。このため、返礼品割合3割基準が適用された令和元年時には、奨励金を調達費とみなすと米の買取り価格のみで既に42.5%（1等米換算）と超過していた状態での運用となっていた。

しかし、特に県及び国から指摘がないため、「奨励金は調達費用ではない」との町の判断をよりどころとして制度を継続していた。この時、平成31年の法改正の内容及びQ&A問15「支出の名目にかかわらず、当該地方団体が支出した額が当該返礼品等の数量又は内容に影響するものである場合調達費用に該当する」について厳格に判断することなく、令和6年度末に再度奨励金について指摘されるまでその解釈を継続していた。

2) 委員会としての意見

○ 制度の適正な理解及び慎重な判断の欠如

- ・ 平成30年の時の奨励金への考え方に対して、「グレー」と言われていたにもかかわらず判断をあいまいなままにしていたことは事務的に慎重さに欠けていたと言わざるを得ない。
- ・ 歳入としての寄附額が大きいため、集めるための負担も感じていたと推測はするが、問題に対しての検証意識に欠ける面があったと見受けられる。
- ・ 制度のQ&Aを多方面から捉えた理解の上で事務を行う体制づくりに欠けていた。
- ・ 厳密な制度の運用などの意識に欠けていた面が見受けられる。
- ・ 制度改正などに準じて、制度に沿って行えているかなどを、事務の継続性を保つ上でも常に検証されるべきであった。

○ 危機管理意識の不十分さ

- ・ 軽微な買取り価格や寄附額の変更以外、制度について本質的で定期的な照合・見直しなどが行われていない。
- ・ 県等の指摘に対して認識の甘さ、状況把握ができていない面が見受けられる。
- ・ 令和7年2月の奨励金廃止の判断に、時間が掛かり過ぎるなど内部での協議に不十分さが見受けられ、危機意識に欠けていたと言わざるを得ない。

○ 県及び国との相談体制の欠如

- ・ 制度の運用を行う中で、疑義が生じた場合、速やかに県及び国に助言を求める意識に欠けていた。

○ その他

- ・ 県及び国とのやり取りを文書等で相互に記録を行っていなかったのは事務として不適切である。
- ・ 寄附額も億単位で伸びている中で、他の取消しとなった自治体などの例も参考にして緊張感をもって運用する必要があったと考える。
- ・ 平成30年度及び令和6年度に、県及び国から奨励金について指摘は受けているものの、即座に取消しには至っていなかった。また、見直せば継続できると受け取れるやり取りにも感じられるため、本指定取消しは残念である。

第6章 令和6年度返礼品不足に至る経緯及び令和7年度ふるさと米買取り 価格変更の経緯についての原因・問題点について

1 はじめに

ふるさと納税の取組に関しての制度設計を検証する中で、価格高騰や作況不良などの事態が生じた場合には返礼品不足になる可能性があることを踏まえた制度設計ができていなかったこと、返礼品割合3割以下基準に対して余裕がない調達費用の設定方法が取られており、異常時には法律の基準内での運用ができにくくなることに繋がりやすいと考えられる。

本検証においては、これらの制度設計に至った原因について検討を行う。

2 返礼品不足に至る経緯及び米買取り価格変更の経緯や判断について

1) 原因

令和6年度において、米の価格高騰によって前述の8ページにあるとおり、返礼品に必要な米が不足することとなった。また、不足分を全農パールライスから調達しようとしていたが、高騰した価格では調達価格超過になることに年度が代わって気づき購入計画を中止した。併せて返礼品について減量したものを代替品として一度は提供を決定したが、その後の寄附者の反応から令和7年産米を購入して再度増量して送付するなど方針が二転三転したことにより混乱を招いた。

令和7年度について、米の買取り価格を時勢の価格から判断して最終的に増額し、その増額した価格は、既に指定団体取消しになってはいるが返礼割合を超えた価格設定となっていた。

2) 委員会としての意見

○ 制度の適正な理解及び慎重な判断の欠如

- ・ 制度の理解に欠けている面があった（Q&A問13など）。
- ・ 全てに共通して、制度に沿った厳格な対応に欠けていた。
- ・ 町の方針が二転三転するなど、慎重で的確な判断に欠けていた。

○ 危機管理意識の不十分さ

- ・ 年度途中で価格高騰がある程度予測されていたが、それに対して返礼品不足を招く可能性などを早期に予測するなどの判断が遅れていたと見受けられ、危機管理意識が不十分と考える。

- 制度設計の柔軟性の欠如
 - ・ 価格高騰にも対応できるように、返礼割合に余裕を持った運用とすべきである。
 - ・ 米の品種に幅を持たせるなどの対応も今後は必要と考える。

- その他
 - ・ 出荷農家との契約方法の見直しなどが必要である。
 - ・ 当初設計した寄附額を漫然と集めるのではなく、ある程度段階的に分けて募集し、返礼品の確保が確定した時点で最終の調整を行うなどをすべきである。
 - ・ 予測できない価格高騰の中では、返礼品に必要な数量を確保するためにはある程度仕方のない判断だったとも考える。

第7章 政策提言について

【提言1】 安易な判断で制度を運用することなく、制度改正の通知などを適正に理解した上で、制度運用に厳格に努めること。

法律や事務上に解釈の助けとなるQ&Aなどがこれまで改正されてきていたが、その都度、内容を理解・把握した上で現行の運用見直しなどが行われていたように見受けられなかった。この事が原因となり、奨励金制度について最終的に調達費用に含まれると判断されるに至った。事務を行う上で、今一度最新の法律やQ&Aなどを正確に理解した上で運用に取り組むことが、制度違反防止の根幹であると考えられる。

【提言2】 複数人が制度を深く理解した体制づくりを行うことにより、誤った理解による運用防止に努めること。具体的には、兼務でなく専属の職務として2～3人程度の「ふるさと納税班」として、独立した班体制を構築して制度運用に取り組むこと。

担当者など、少人数の受け止め方に大きく影響された運用が行われているように思われた。また、担当者も事務を兼務で行っており、制度を深く理解した者が複数人いたと感じられない運用体制であった。

このことから、制度を深く理解した者が複数人いる体制づくりによって、安易な又は誤った理解による運用の防止を行うことが必要であると考えられる。

【提言 3】 県及び国等が行う研修会に積極的に参加し、制度理解に努めること。

制度改正等がなくても、今以上に研修会等に積極的に参加して、制度の理解に努めることが必要であると考ええる。

【提言 4】 問題が生じた場合など、首長との協議を素早く行うなど危機意識を持った運用を行うこと。また、制度に合った対応策の提示を適正に行うことにより、混乱防止に努めることが重要であり、制度運用の検討・検証を行う場として推進会議を積極的に活用すること。

制度の運用に疑義が生じた場合や返礼品の価格が高騰したときなどに正確に情報を整理して素早く首長の判断を仰ぐ観点に欠けている点を感じられた。併せて、制度に沿った対処策の提示が適正に行えていない点も感じられ、対応が二転三転することがあった。事務を進める上で、運用に疑義が生じた場合などは正確な情報の整理と制度に沿った対処策の提示をもって素早く首長と協議を行うことが必要であると考ええる。

また推進会議は、制度に即した運用が行えているか検討・検証を行う場であると位置付けすることにより、多角的視点からの検証がより充実すると考える。

【提言 5】 県及び国に助言を得られる関係・体制づくりに努めること。併せて文書等で相互に記録を保管しておくこと。

今回の検証を行う中で、過去に何回か見直しの機会があったと思われた。しかし見直しに繋がらなかったのは、制度に対して県等との曖昧な解釈を残したまま協議を終了していた点に原因があると思われた。そのため、今後は曖昧な点や不明な点は県等と突き詰めて問題を解消して制度の運用を行う体制づくりが必要である。

また、相互に記録を残してお互いに確認を行っておくことは、後々の検証のためにも必須と考える。

【提言 6】 返礼割合に余裕を持った運用を行うこと。また、時勢に合った買取り価格や寄附額の設定を定期的に行うこと。

現行の運用方法を顧みると、寄附を集めやすくするため返礼割合に余裕のない運用がされていた。また、返礼品の買取り価格や寄附額も時勢の価格変動に見合った見直しが行われていなかった。このことから、価格高騰時に返礼割合を超過したり返礼品の確保が困難な事態が生じやすくなっていたと感じられた。

今後は、価格高騰にも対応できるように返礼割合に余裕を持たせた運用と、時勢に合った制度設定を常に行うことが必要であると考ええる。

【提言7】返礼品の実際の数に見合った寄附額となるように、寄附募集を2回に分けるなどの工夫を行い、返礼品不足を招かない制度設計を行うこと。

農産物で秋収穫のものを返礼品にしていることから、出荷数量把握が難しい面もあるが、運用上、寄附を先に募る事務となっており返礼品確保に不安要素があると考え。米の価格が安定しない昨今では、いつでも不足分は調達できると判断して運用を行うのではなく、寄附募集を2段階に分けるなど返礼品数量に見合った運用を行うことが必要であると考え。

【提言8】返礼品、特に米に係る出荷契約の見直しや返礼品に使用する米の品種の増加など、天候不順等にも対応できる制度設計を行うこと。

昨今の高温障害など、気候の変化により現在返礼品としているコシヒカリのみでは安定した供給に不安要素がある。食味が同様に作付けが安易な品種も返礼品として導入するなどの工夫も今後は必要であると考え。

第8章 終わりに

以上が、吉備中央町のふるさと納税問題に関する当検証会による調査の結果報告の要旨である。

この検証を行う中で、過去に県及び国とのやり取りを見ると、当時は「グレー」ではあるが、ある程度町の運用が認められていたと思われる面があるなど、当時の町の判断が必ずしも法律等を完全に逸脱した運営であったとは言い切れない面もあった。

しかし、この度は、本指定取消し処分を受けての検証であるため、吉備中央町にとっては厳しい内容とならざるを得ないものと考え。

吉備中央町のふるさと納税業務を調査していく過程において、我々も他の自治体の調査委員会等で述べられていたように、制度そのものの抱える矛盾を感じる面があった。

それは、ふるさと納税制度が寄附に対して返礼品を送付することを認める以上、自治体間で返礼品での競争がある程度不可避であること、このことが返礼率を高く設定して寄附額を多く集めようとする運用に流れやすいこと、本来ふるさと納税制度はふるさとやお世話になった自治体など、納税者が応援したいと思う自治体のために税を生かすことを目的としてできた制度であるのに、取り組む自治体が「返礼品ありきの通販業者」のように見受けられることなどが挙げられる。このような実態が、過度の競争となり、ふるさと納税が重要な自主財源となっている地方の自治体では、寄附を集めることに過度の重圧と責任を感じることに繋がったものと思われる。

しかしながら、ふるさと納税の寄附金は、本来は他の自治体の税収であることを常に認

識すべきであり、制度への取組に当たっては法律に定められたルールに沿って公平性や透明性を確保すべきであることは当然のことである。

吉備中央町が、再びこの制度に取り組むに当たっては、今一度この報告書の指摘を強く認識し、各提言の実行、実践に向けた準備を開始して制度の適正な運用を十分確保できる体制を構築した上で、全力で信頼の回復に努めていただきたい。